

新型コロナウイルス感染症対策 雇用維持特別支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少が続いている
事業者の皆様へ高知県独自の給付金を給付します

対象者

以下のすべてを満たす「県内施設（店舗）」を有する事業者が対象です。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限ります。

- ①国の持続化給付金を受給している
- ②令和2年1月～12月までの連続する3か月の売上合計が前年（又は前々年）同期比で50%以上減少している
- ③上記②の3ヶ月の社会保険料を納付している（又は猶予特例を受けている）
- ④高知県税を滞納していない

給付額

○社会保険料の事業主負担額3ヶ月分（県内従業員分）から国の持続化給付金受給額の3ヶ月分に相当する額を差し引いたものの2/3が給付額です。

○給付上限：1,000万円

<算定方法> ※県庁ホームページで給付額の試算ができます（下記QRコード参照）

$$\left(\frac{\text{社会保険料事業主負担3ヶ月分}}{\text{県内従業員数}} \times \frac{\text{全従業員数}}{\text{持続化給付金給付金額}} \times \frac{3}{12} \right) \times \frac{2}{3}$$

（給付額は1円未満切り捨て）

申請期間

令和2年7月9日(木)～令和3年2月10日(水)（当日消印有効）

お問い合わせ先

○高知県雇用維持給付金 申請受付センター
TEL：088-821-7566

[受付時間] 午前9時～午後5時（平日のみ）



～申請方法については裏面をご覧ください～

